

令和元年度補正予算

放送コンテンツ海外展開強化事業（複数事業者連携型）

公募要領

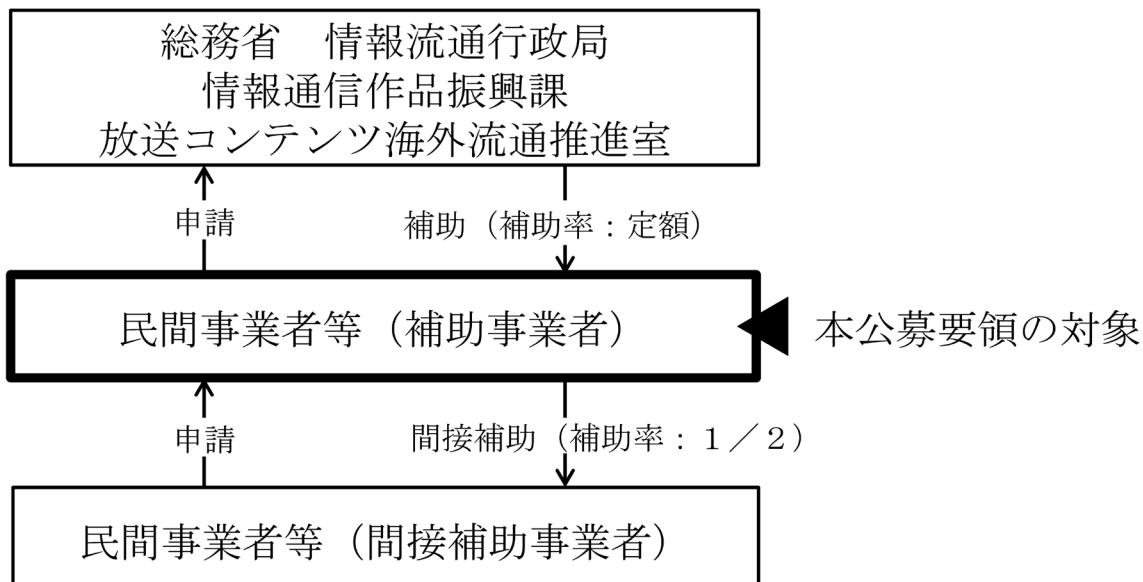
1 事業の目的

民間事業者等が、他の民間事業者等との連携を通じて、我が国の魅力を発信するコンテンツを制作し、海外において放送するとともに、放送と連動した事業（以下「連動事業」という。）を実施し、それらの効果を測定する事業により、訪日観光客の増加、地域産品の販路拡大等に資する情報発信等を促進し、我が国産業の国際競争力強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 申請に当たって

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年總理府・郵政省・自治省令第 6 号）及び情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）のほか本公募要領の規定に基づき実施します。

3 事業スキーム



4 事業の内容

(1) 補助事業の実施

補助事業者は、要綱第 24 条第 1 項の規定に基づき、間接補助事業者に間接補助金を交付するための規程を定め、公募により 20 事業程度の間接補助事業の交付決定を行い、実施します。

(参考) 間接補助事業の概要（予定）

交付申請者に加えて民間事業者等が事業に参画し、相互に連携して事業を遂行

する事業を対象とします。補助率は補助対象経費の2分の1以下、この場合における補助額の上限は4,000万円です。

5 事業の規模

800,000千円（業務管理費を含みます。）

6 補助率

定額

7 補助対象経費の区分

事業の補助対象経費の区分及び内容は、以下のとおりとします。

（1）放送コンテンツ海外展開強化事業費

間接補助事業の費用の一部を助成するために要する経費

（2）業務管理費

放送コンテンツ海外展開強化事業の執行に係る経費

8 スケジュール（想定）

事業の公募	令和2年2月14日～3月5日
事業の採択の内示	令和2年3月上旬
交付申請書の提出	令和2年3月中旬
交付決定（補助事業の開始）	令和2年3月中旬
事業の完了	令和2年3月末

（財務省より繰越承認を得られた場合には、1年間を超えない範囲で延長することがある。）

9 補助事業者の応募資格

- （1）日本に拠点を有している法人（個人の応募は不可）であること。
- （2）事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- （3）事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- （4）インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー（※）において、情報の収集を行うことができる現地法人又はこれに準じるもの設立していることにより、海外での我が国の放送コンテンツについての知見を有していること。

※ なお、これらは、過去に実施した類似の事業において、地上波等の有力な

チャンネルで多くの放送実績がある主な国又は地域です。

10 申請手続について

(1) 申請期間

令和2年2月14日（金）～令和2年3月5日（木）12時必着

(2) 申請書類

- ア 公募申請書（別添の様式第1）
- イ 事業実施計画書（別添の様式第2）
- ウ 法人の概要が分かる説明資料
- エ 過去3年の決算報告書（又は収支予算）

(3) 申請の方法と提出部数

申請書類（正本1通及び副本4通）及び申請書類の電子データを保存したCD、DVD又はUSBメモリー（1部）を、申請期間内に提出してください。提出物は、封筒に入れ、宛名面に「放送コンテンツ海外展開強化事業（複数事業者連携型）応募書類」と赤字で明記してください。

なお、申請書類の返却はいたしませんので、御了承ください。

(4) 提出先と問い合わせ先

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

総務省情報流行政局 情報通信作品振興課（コンテンツ振興課）

電話：03-5253-5739

11 審査

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ア ⑨ の応募資格を満たしているか。
- イ 提案の内容が交付の対象となりうるか。
- ウ 提案の内容が事業の目的に合致しているか。
- エ 事業の実施方法等に、成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- オ 事業を円滑に執行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- カ 事業の関連分野に関する十分な知見及び実績を有しているか。
- キ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。

ク 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。

1 2 その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費は補助対象になりません。
- (2) 事業への申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければなりません。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。